

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

## I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

### 1. 基本的な考え方

株主及び投資家、地域社会、取引先、従業員等の各ステークホルダーとの間の良好な関係を保ちながら、コーポレートガバナンスの充実に努め、当社が次の100年を目指せる企業体にしていきます。

当社の意思決定の透明性・公正性を確保して実効的なコーポレートガバナンスを実現していきます。

#### 【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】更新

##### 【補充原則1-2-4】

当社は、現在、議決権の電子行使は実施していません。今後、他社の動向等を参考にしながら、株主の議決権行使数の増加に大きく貢献できると判断した場合には、導入を検討していきます。招集通知の英訳については、当社における海外投資家の株式保有比率が10%未満であり、今後、その比率が大幅に増えるようであれば検討していきます。

##### 【補充原則3-1-2】

当社は海外投資家の株式保有比率が10%未満であり、その比率が大幅に増えるようであれば検討していきます。

##### 【補充原則4-2-1】中長期的な業績と連動する報酬

当社は、中長期的な業績向上を達成した取締役(業務執行しない取締役を除く。)に対し株式報酬の支給を検討しております。現時点では制度の導入には至っておりませんが、平成29年2月の取締役会において、「株式報酬制度の導入に関する方針」について決議しており、平成29年度税制改正も見据えた上で制度設計を行い、平成30年6月開催の定時株主総会で株式報酬制度の導入に関する議案を付議する予定であります。(ガイドライン第27条参照)

#### 【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】更新

当社は、コーポレートガバナンスに関する基本的な取り組み方針を「コーポレートガバナンス・ガイドライン」(以下ガイドラインという。)に定め、当社ウェブサイトにて公開しています。

URL: <http://www.okk.co.jp/company/governance.html>

##### 【原則1-4】政策保有株式に関する方針

景気の変動の影響を受けやすい工作機械業界に身を置く当社としましては、取引先の維持・強化、安定した企業運営、今後の事業戦略等を総合的に勘案し、様々な企業との純投資を目的としない長期的な協力関係を築くことが必要不可欠であると考えて、以下の社内規程に定める取得方針に則り、政策保有株式を適切に運用しています。また、社内規程は当社の状況や外部環境等を考慮しながら適宜見直しを実施していきます。

- ・長期的に経営に寄与すると認められる場合、政策的な目的で有価証券を取得することができる。
- ・時価の変動によって利益を得ることを目的とした有価証券の取得は行わない。

(ガイドライン第13条参照)

##### 【原則1-4】政策保有株式に係る議決権の行使について、適切な対応を確保するための基準

当社では、社内規程により、政策保有株式の議決権については保有目的に基づき、発行会社の提案する議案を基本的に賛成するものとしています。但し、当社の利益と相反する議案については、経営会議で検討したうえで、反対意見を出すこともあります。

(ガイドライン第13条参照)

##### 【原則1-7】関連当事者間の取引を行う場合の手続の枠組み

当社は、株主の利益を保護するため、取締役、執行役員、従業員等の当社関係者が、その立場を利用して、株主や当社の利益に反する取引を行うことを防止するよう努めております。取締役と関連当事者間の取引については、取締役会規程により取締役会での決議を必要とし、取引を行った取締役は、その取引につき重要な事実を取締役に報告するものとします。

(ガイドライン第14条参照)

##### 【原則3-1(i)】会社の目指すところ(経営理念等)や経営戦略、経営計画

当社の経営理念は次のとおりであります。

- ・顧客第一: 顧客の信頼と期待に応える品質とサービスを提供する。
- ・社会的責任: 地球環境と人類社会の調和と発展に貢献する。
- ・価値の提供: 技術を革新し新しい価値を創造する。

上記に掲げる経営理念のもと、「次の100年に向けて、盤石な企業基盤を構築するとともに、安心と信頼に満ち、活気にあふれる企業を目指す。」ことを経営ビジョンとしております。

(ガイドライン第5条、7条参照)

- ・中長期経営計画については、当社ウェブサイトにて公開しています。

URL: <http://www.okk.co.jp/ir/management/plan.html>

##### 【原則3-1(ii)】コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方は、本報告書の「1. 基本的な考え方」に記載の通りです。

**【原則3-1 (iii)】取締役会が経営陣幹部・取締役の報酬を決定するに当たっての方針と手続**

- ・取締役(監査等委員及び社外取締役を除く。)の報酬は、業績の反映と株主との価値の共有という観点から、月額報酬、役員賞与、株式報酬から構成しております。
  - ・月額報酬は、各取締役の実績評価に基づき毎年社長が見直しを実施します。
  - ・役員賞与は、株主との価値の共有に基づき、配当を実施した年度に限り報酬として支払い、金額は、各取締役の実績評価に基づき社長が策定します。
  - ・株式報酬は、中長期的な業績向上を果たした場合に限り支給するものとし、計画された経営計画の達成時に支給します。
  - ・月額報酬、役員賞与、株式報酬は金額の妥当性と手続きの透明性を確保するため、社長は社外取締役の意見を聴取したうえで、株主総会で決議された総額の範囲内で、その配分を取締役会にて決定します。
  - ・社外取締役(監査等委員を除く。)の報酬は、業務執行部門からの独立性を確保する観点から、月額報酬のみとします。その報酬額は、配分の考え方を説明したうえで、取締役会において、株主総会にて決議された報酬の範囲内でその配分を決定します。
  - ・監査等委員の報酬は、監査業務や業務執行の監督等の職務の適正性を確保する観点から、月額報酬のみとします。報酬額は、株主総会にて決議された報酬の総額の範囲内で、それぞれの監査等委員の役割・職務の内容を勘案し、常勤及び非常勤を区分のうえ、監査等委員会の協議により決定するものとし、
- (ガイドライン第27条、第29条8項、第30条6項参照)

**【原則3-1 (iv)】取締役会が経営陣幹部の選任と取締役・監査役候補の指名を行うに当たっての方針と手続**

- 取締役(監査等委員及び社外取締役を除く。)の候補者は、本人の能力・経歴・考課結果等を踏まえつつ当社の取締役として相応しい人物であること、かつ当社の発展と経営に大きく寄与すると期待される人物を選任します。これらの資質を有する者のうち取締役会のバランスや多様性を考慮したうえで、取締役候補者として社長が人事案を作成し、社外取締役の助言を受けたくて取締役選任議案として取締役会に諮ります。再任については、毎年実施している取締役の実績評価(考課)結果に基づき社長が人事案を作成し、社外取締役の助言を受けたくて取締役選任議案として取締役会に諮ります。実績評価(考課)結果が2年連続不調な者、その他取締役としての資質に欠ける者は社長が社外取締役の助言を受けたくて株主総会決議による選任の対象としません。
- 社外取締役(監査等委員を除く。)の選任に当たっては、東京証券取引所が定める独立性基準に合致するか否かを検討しつつ、本人の知見及び経歴に基づき社長が候補者を選定し、社外取締役の助言を得たくて、当該社外取締役の選任議案として取締役会に諮ります。
- 監査等委員の選任に当たっては、社長が監査等委員会の同意を得たくて人事案を作成し、当該監査等委員の選任議案として取締役会に諮ります。
- (ガイドライン第20条、第22条2項、3項、第29条3項、第30条4項参照)

**【原則3-1 (v)】経営陣幹部の選任と取締役・監査役候補の指名を行う際の、個々の選任・指名についての説明**

- 取締役(監査等委員及び社外取締役を含む。)の候補者は、本人の能力・経歴・考課結果等を踏まえつつ当社の取締役として相応しい人物であること、かつ当社の発展と経営に大きく寄与すると期待される人物を選任していきます。これらの資質を有する者のうち取締役会のバランスや多様性を考慮したうえで、取締役候補者として社長が人事案を作成し、社外取締役の助言を受けたくて取締役選任議案として取締役会に諮ります。当社は株主総会において、取締役の候補者を提案する場合、株主総会招集通知において当該候補者の選任理由を記載しております。
- (ガイドライン第20条、第22条1項、4項参照)

**【補充原則4-1-1】経営陣に対する委任の範囲とその概要**

当社の取締役会は、次に掲げる事項に関する決定又はモニタリングを行うほか、経営理念や経営計画の達成に向けた経営の監督を行います。

- (1)会社法第362条に定められた事項
- (2)株主総会に関する事項
- (3)決算等に関する事項
- (4)役員に関する事項
- (5)経営計画に関する事項
- (6)その他、特に重要な業務執行の決定及び執行状況に関する事項

また取締役会は、業務執行部門の迅速かつ果敢な意思決定を可能とするため(1)にかかる金額基準については、別途定めた当社の規程に従い業務執行取締役委任に委任することができるものとし、

社長を始めとする業務執行取締役は、業務の執行状況を適宜取締役会に報告するものとし、相互に意思疎通を図っております。

(ガイドライン第18条参照)

**【原則4-9】独立社外取締役となる者の独立性をその実質面において担保することに主眼を置いた独立性判断基準**

社外取締役は、原則として、当社から人的及び経済的に独立した取締役とし、独立性基準は東京証券取引所が定めるところによるものとし、

(ガイドライン第29条1項参照)

**【補充原則4-11-1】取締役会の全体としての知識・経験・能力のバランス、多様性及び規模に関する考え方**

当社の取締役(監査等委員である取締役を除く。)は10名以内、監査等委員である取締役は5名以内としています。取締役は取締役会のバランスや多様性を考慮したうえで選任しており、社外取締役は、東京証券取引所が定める独立性基準に合致したものを独立社外取締役としております。監査等委員には、その活動の実効性確保のため、常勤の監査等委員を置くこととします。また、監査の実効性を確保するために、監査等委員の内最低1名は、財務・会計に関する適切な知見を有しているものとし、

(ガイドライン第22条、第29条1項、第30条3項参照)

**【補充原則4-11-2】取締役の兼任状況**

取締役(監査等委員及び社外取締役を除く。)が他の上場会社の役員を兼務する場合は、当社における業務遂行に支障を及ぼさない範囲内において、真に止むを得ない場合に限るものとし、

取締役(監査等委員及び社外取締役を除く。)の他の上場会社の兼務状況は、株主総会招集通知及び事業報告にて開示します。

社外取締役及びその候補者の他の上場会社役員を兼務する場合は、株主総会招集通知及び事業報告にて開示してまいります。

(ガイドライン第26条、第29条7項参照)

**【補充原則4-11-3】取締役会全体の実効性について分析・評価及びその結果の概要**

当社の取締役会議長は各取締役に対し、取締役会では企業価値を高める議論がなされているか、社外役員の意見は十分反映されているか、などの質問事項からなるアンケートを実施し、その結果と各取締役の自己評価も参考にして取締役会に諮ったうえで、取締役会全体の実効性評価を行いました。

平成29年3月期の結果は、取締役会の議案は問題点・課題など、本来、取締役に委ねる部分を取締役会で議論している部分が残っており、企業価値を高めるという観点ではまだ不十分ですが、それらの問題点・課題などについては、適宜適切に議論しており、また社外取締役の意見に対し

ても、常に重く受け止め真摯に対応できております。従いまして、不十分な部分もあり改善が必要ではあります。昨年と比べて改善しており、概ね良好に運営されていると判断いたします。

(ガイドライン第28条参照)

#### 【補充原則4-14-2】取締役に対するトレーニングの方針

取締役に対して、会社法、金融商品取引法その他法令上の権限、義務、心得などの研修を行っており、当社が定める経営層向けの外部セミナーの受講を義務付けると同時に取締役としての視野を広げると判断される社外有識者による講義等を適宜積極的に受講させていきます。

また、社外取締役に対しては、当社の工場見学、主要な展示会への出席などに加え、必要に応じ外部有識者の講習会など適宜トレーニングの機会を提供しております。監査等委員である取締役に対しても同様にトレーニングの機会を提供しております。

(ガイドライン第21条、第29条6項、第30条5項参照)

#### 【原則5-1】株主との建設的な対話を促進するための体制整備・取組みに関する方針

当社では、年2回、第2四半期決算時と期末決算時に決算説明会を実施しており、株主との中長期的な視点での建設的な対話を行っております。尚、決算説明会には、社長以下取締役が出席し、説明ならびに対話を行っていく方針です。

(ガイドライン第11条、第15条参照)

## 2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満
-----------	-------

### 【大株主の状況】更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
OKK取引先持株会	4,822,200	5.91
角田 博	4,508,000	5.53
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	1,984,000	2.43
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	1,827,000	2.24
CBNY DFA INTL SMALL CAP VALUE PORTFOLIO	1,794,998	2.20
株式会社りそな銀行	1,695,000	2.08
BNP PARIBAS SECURITIES SERVICES LUXEMBOURG/JASDEC/HENDERS ON HHF SICAV	1,468,000	1.80
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口5)	1,435,000	1.76
三井住友海上火災保険株式会社	1,275,000	1.56
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口1)	1,190,000	1.46

支配株主(親会社を除く)の有無	——
親会社の有無	なし

補足説明

## 3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	3月
業種	機械
直前事業年度末における(連結)従業員数	500人以上1000人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

## 4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

## 5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

特別な事情はありません。

## II 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

### 1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査等委員会設置会社
------	------------

#### 【取締役関係】

定款上の取締役の員数	15名
定款上の取締役の任期	1年
取締役会の議長	社長
取締役の人数 <span style="background-color: orange;">更新</span>	10名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	3名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	3名

#### 会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k		
近藤 忠夫	他の会社の出身者													
檜垣 誠次	弁護士													
三浦 善弘	他の会社の出身者													

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

#### 会社との関係(2)

氏名	監査等委員	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
近藤 忠夫		○	—	近藤忠夫氏は、経営者としての豊富な実績と見識を有しており、当社経営に対し幅広い観点からの助言をいただくため、社外取締役として適任であると判断いたしました。また、一般株主と利益相反が生じる恐れのない高い独立性を有すると判断し、独立役員に指定しております。

檜垣 誠次	○	○	——	檜垣誠次氏は、弁護士として高い見識を有し、直接企業経営に関与された経験はありませんが、企業法務の実務に長年携わっており、また、これまでの当社社外監査役としての実績を踏まえ、監査等委員である社外取締役として適任であると判断いたしました。また、一般株主と利益相反が生じる恐れのない高い独立性を有すると判断し、独立役員に指定しております。
三浦 善弘	○	○	——	三浦善弘氏は、公認会計士としての企業会計に関する幅広い知識と豊富な経験があり、また、M&A関連の資産調査と不正調査を主としたコンサルティング業務に精通する専門家としての高い見識を有しており、監査等委員である社外取締役として適任であると判断いたしました。また、一般株主と利益相反が生じる恐れのない高い独立性を有すると判断し、独立役員に指定しております。

## 【監査等委員会】

### 委員構成及び議長の属性

	全委員(名)	常勤委員(名)	社内取締役(名)	社外取締役(名)	委員長(議長)
監査等委員会	3	1	1	2	社内取締役

監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人の有無

あり

### 当該取締役及び使用人の業務執行取締役からの独立性に関する事項

監査等委員会の職務を補助すべき部署を内部監査室と定め、必要に応じて、その職員に監査業務に必要な事項を命令することができるものとしております。監査等委員会より監査業務に必要な命令を受けた職員は、その命令に関して、取締役(監査等委員である取締役を除く。)等の指揮命令を受けないものとします。さらに、当該職員の異動・懲戒にあたっては、監査等委員会と事前協議のうえ実施するものとします。

### 監査等委員会、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査等委員は、会計監査人である新日本有限責任監査法人から期初に監査計画を受け、応査時の立会、その他監査報告会を開催するとともに、必要に応じて意見交換を行うなど緊密な連携を図っております。内部監査部門である内部監査室とは、監査計画や監査結果等について監査交換会を実施するとともに、必要に応じて意見交換を行い、効率的な監査を実施するために連携を図っております。

## 【任意の委員会】

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無

なし

## 【独立役員関係】

独立役員の人数

3名

### その他独立役員に関する事項

独立役員の資格を満たす社外役員を全て独立役員に指定しております。

## 【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況

実施していない

該当項目に関する補足説明 更新

当社は、中長期的な業績向上を達成した取締役(業務執行しない取締役を除く。)に対し株式報酬の支給を検討しております。現時点では制度の導入には至っておりませんが、平成29年2月の取締役会において、「株式報酬制度の導入に関する方針」について決議しており、平成29年度税制改正も見据えた上で制度設計を行い、平成30年6月開催の定時株主総会で株式報酬制度の導入に関する議案を付議する予定であります。

## ストックオプションの付与対象者

該当項目に関する補足説明

### 【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況

個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

有価証券報告書で取締役、監査役の報酬を開示しています。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

- ・取締役(監査等委員及び社外取締役を除く。)の報酬は、業績の反映と株主との価値の共有という観点から、月額報酬、役員賞与、株式報酬から構成しております。
- ・月額報酬は、各取締役の実績評価に基づき毎年社長が見直しを実施します。
- ・役員賞与は、株主との価値の共有に基づき、配当を実施した年度に限り報酬として支払い、金額は、各取締役の実績評価に基づき社長が策定します。
- ・株式報酬は、中長期的な業績向上を果たした場合に限り支給するものとし、計画された経営計画の達成時に支給します。
- ・月額報酬、役員賞与、株式報酬は金額の妥当性と手続きの透明性を確保するため、社長は社外取締役の意見を聴取したうえで、株主総会で決議された総額の範囲内で、その配分を取締役に決定します。
- ・社外取締役(監査等委員を除く。)の報酬は、業務執行部門からの独立性を確保する観点から、月額報酬のみとします。その報酬額は、配分の考え方を説明したうえで、取締役会において、株主総会にて決議された報酬の範囲内でその配分を決定します。
- ・監査等委員の報酬は、監査業務や業務執行の監督等で職務の適正性を確保する観点から、月額報酬のみとします。報酬額は、株主総会にて決議された報酬の総額の範囲内で、それぞれの監査等委員の役割・職務の内容を勘案し、常勤及び非常勤を区分のうえ、監査等委員会の協議により決定するものとします。

### 【社外取締役のサポート体制】

社内取締役から適宜情報提供を行っております。

## 2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) 更新

取締役会は原則月1回開催し、重要事項の決定・業務執行の監督を行っております。また、取締役および執行役員をメンバーとした経営会議は、原則月2回開催し、取締役会から委嘱を受けた事項、その他経営に関する重要事項について、細部に亘って審議しております。監査等委員会は、原則月1回開催し、監査等委員会で策定された監査計画に基づき、取締役会をはじめとする重要な会議への出席や、業務及び財産の状況調査等を通して、取締役の職務執行を監査していきます。さらに、内部監査部門として監査等委員会直属の内部監査室があり、定期的に当社の業務活動の適正性及び効率性の確認を行い、必要に応じ被監査部門に対して具体的な改善策の策定を指示していきます。

当社は、新日本有限責任監査法人を会計監査人に選任しており、会計監査業務を執行した公認会計士は、小竹伸幸氏および北池晃一郎氏であります。法務に関連した重要事項について判断を要する場合には、適宜、顧問弁護士のアドバイスを受けております。

## 3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、経営における監督と執行の分離を進め、取締役会は経営に対する高度かつ実効性のある監督を行うと同時に、重要な業務執行の決定の一部を業務執行取締役委任することで迅速かつ果敢な意思決定を行い、持続的な成長と中長期的な企業価値向上を実現させることを目的として、監査等委員会設置会社を選択しております。

### Ⅲ 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

#### 1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	株主が株主総会の議案に関して十分な検討が実施できるよう、株主総会開催日の20日前に株主総会招集通知を発送しております。
その他	株主が株主総会の議案に関して十分な検討が実施できるよう、発送に先立ち当社ウェブサイトにて株主総会招集通知の内容を開示しています。

#### 2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
IR資料のホームページ掲載	決算短信や開示資料、招集通知等を掲載しております。	
IRに関する部署(担当者)の設置	IRに関する部門として、経営企画室を設置しております。	

#### 3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	当社は、「企業行動規準」において、顧客・従業員および株主に対してはもとより、「良き企業市民」として積極的に社会に貢献していくことを定めており、役員および従業員は、この基準に沿って業務を遂行しております。
環境保全活動、CSR活動等の実施	環境方針を策定するとともに、省電力、省エネ運転、省資源等に対応した環境技術を駆使して、環境施策にそった製品づくりを展開しています。またISO14000の認証を取得し、環境活動を行っております。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	当社は、経営理念である顧客第一、社会的責任、価値の提供をベースに、従業員、顧客、債権者、地域社会等の各ステークホルダーを尊重し、良好かつ円満な関係を構築し、維持するよう努めております。また、ステークホルダーとの対話が一方通行とならないよう対応していきます。

## IV 内部統制システム等に関する事項

### 1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

#### 1. 取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

当社は、「企業行動規程」および「コンプライアンス基本規程」を策定し、役職員が法令および社会通念等を遵守した行動をとるための行動規範を定め、役職員の研修等を通じて周知徹底を図っております。

また、職務の執行に際して内部統制の有効性を検証し、「経営理念」および「企業行動規程」の運用状況を検証するため、経営管理室を設置しております。

さらに、コンプライアンス全体を統括する組織として、「コンプライアンス委員会」を設置し重要事項について審議するとともに、コンプライアンス実践教育の実施等により、コンプライアンス体制の維持・管理を行っております。

また、職務の執行に際して法令チェックを担い、コンプライアンス教育の推進を図るため、コンプライアンス室を設置しております。

また、「社内通報規程」に基づき、意見・要望およびコンプライアンス違反の疑いのある行為等について、直接社内外の専門窓口に通報する「ヘルプライン」制度を導入しております。

#### 2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

取締役の職務の執行に係る文書その他の情報等については、「文書管理規程」に則り、その重要度に応じて適正に保存・管理し、取締役（監査等委員である取締役を含む。）は、それらの文書および情報等を必要に応じて閲覧できるものとしております。

#### 3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

「リスク管理規程」に基づき、リスクカテゴリーごとの管理部署を定め、社長がリスク管理総括責任者となる体制をとっております。

また、各業務にかかわる種々のリスク（コンプライアンス、環境、災害、品質、情報セキュリティおよび輸出管理等）については、取締役会、経営会議において審議するとともに、それぞれのリスク管理部署において適切に管理しております。

#### 4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役会は、原則月1回開催し、重要事項の決定ならびに取締役の業務執行状況の管理・監督を行い、透明性の高い経営に努めております。

取締役会の機能をより強化し、経営効率を向上させるため、取締役および執行役員をメンバーとする経営会議を、原則月2回開催し、取締役会から委嘱を受けた事項、その他経営に関する重要事項について、審議しております。

業務の運営については、将来の事業環境等を踏まえ中長期経営計画および各年度予算を立案し、全社的な目標を設定しております。各部門においては、その目標達成に向けて具体策を立案し、実行しております。

#### 5. 当社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

グループ全体のコーポレートガバナンス、コンプライアンスおよび財務報告の適正性を確保するため、グループ間の連携を密にし、管理体制の強化を図っております。

##### (1) 子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制

当社の「子会社管理規程」に基づき、子会社の経営管理上重要な事項および職務執行に関する事項等について、当社と事前協議を行う事項と当社に報告すべき事項を定めて管理・運営しております。

##### (2) 子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社グループは、「リスク管理規程」に基づき、リスクカテゴリーごとの管理部署を定め、各社社長がリスク管理総括責任者となる体制をとっております。当社と子会社は、子会社情報交換会等を通じてリスク管理状況を共有し、その管理を実行しております。

##### (3) 子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社と子会社は、子会社情報交換会等を開催して情報交換するとともに、重要事項の決定ならびに取締役の業務執行状況の管理・監督を行っております。

##### (4) 子会社の取締役等および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

当社グループは、「企業行動規程」および「コンプライアンス基本規程」を策定し、役職員が法令および社会通念等を遵守した行動をとるための行動規範を定め、役職員の研修等を通じて周知徹底を図っております。

#### 6. 監査等委員会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項ならびに当該使用人の取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性および当該使用人に対する指示の実行性の確保に関する事項

監査等委員会の職務を補助すべき部署を内部監査室と定め、必要に応じて、その職員に監査業務に必要な事項を命令することができるものとしております。監査等委員会より監査業務に必要な命令を受けた職員は、その命令に関して、取締役（監査等委員である取締役を除く。）等の指揮命令を受けないものとします。さらに、当該職員の異動・懲戒にあたっては、監査等委員会と事前協議のうえ実施するものとします。

#### 7. 取締役および使用人が監査等委員会に報告をするための体制その他の監査等委員会への報告に関する体制

監査等委員である取締役は、重要な会議に出席、あるいは業務の運営状況につき適宜報告を受けることとしております。

当社グループの取締役および監査役ならびに使用人は、監査等委員会に対して、法定の事項に加え、当社および当社グループ会社に重大な影響をおよぼす事項等を速やかに報告することとしております。

また、監査等委員会に報告を行った者が、当該報告をしたことを理由として不利益な取り扱いを受けないものとします。

#### 8. その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査等委員会は、社長、会計監査人とそれぞれ定期的に意見交換会を開催することとしております。また、グループ各社の監査役との連携も図ることとしております。

#### 9. 監査等委員の職務の執行について生じる費用または債務の処理に係わる方針に関する事項

監査等委員会が、その職務の執行上必要なものとしてあらかじめ計上した費用の他、緊急または臨時に支出した費用について、事後、償還を請求することができるものとしております。

### 2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

「企業行動規程」に「市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力および団体とは断固として対決する」と基本方針を規定しており、反社会的勢力および団体とは一切の関係を遮断するとともに、不当要求に対しては毅然とした態度で対応します。また、不当要求防止責任者の設置、外部専門機関との連携、対応マニュアルの整備等、対処できる体制を構築しております。



## V その他

### 1. 買収防衛策の導入の有無

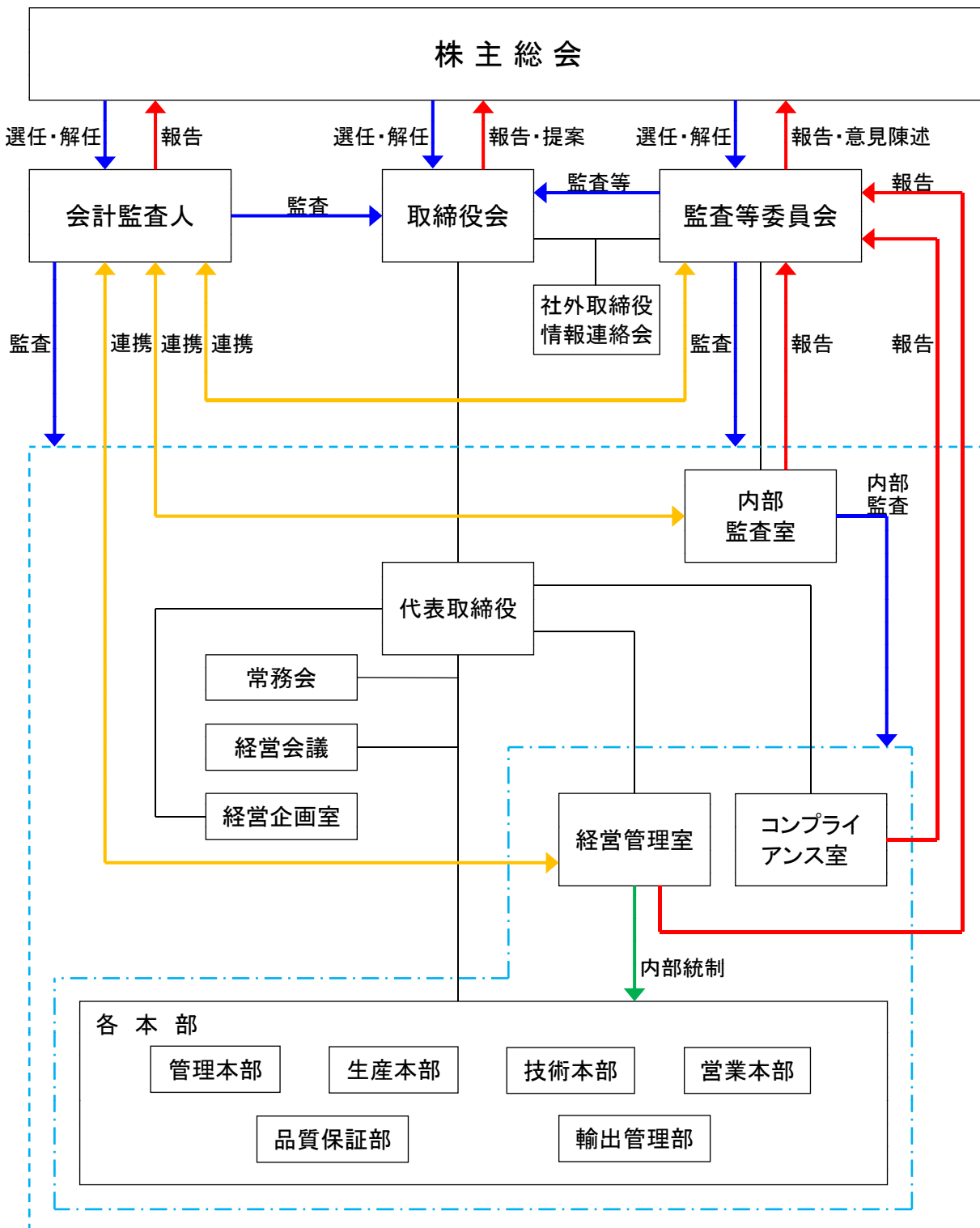
買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

### 2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

# 組織体制図



## 適時開示体制の概要

